

平成 24 年 6 月

お客さま各位

札幌中央信用組合

暴力団排除条項の一部改正のお知らせ

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成 23 年 3 月 1 日より、各種預金規定および貸金庫規定を改定し、暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（「暴力団排除条項」）を導入しました。

この度、警察庁および金融庁からの要請に基づき、さらに取組を強化するために一部改正しましたのでお知らせいたします。

今後も、当組合では反社会的勢力との一切の関係遮断につとめてまいります。

記

1. 「暴力団排除条項」とは

預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当組合の判断によりお取引の停止や解約をさせていただくことを定めた規定です。

新規取引お申込みの際にお客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

なお、口座開設名義人ご本人さまの代理人がお申込の際は、口座開設名義人ご本人さまの表明・確約とみなされます。

2. 暴力団排除条項を導入した各種預金規定、取引規定

普通預金規定(無利息型を含む)、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、各種定期預金規定、定期積金規定、貸金庫規定

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されません。

以上